○新潟市道路工事承認規則

平成19年３月30日規則第73号

改正

平成28年３月28日規則第42号

令和３年３月31日規則第26号

新潟市道路工事承認規則

新潟市道路工事承認規則（昭和50年新潟市規則第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規則は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が管理する道路における道路管理者以外の者の行う道路に関する工事及び道路の維持（以下「工事」という。）について、法令その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（工事の承認申請）

第２条　法第24条の規定により工事の承認を受けようとする者は、別記様式第１号による道路工事施行承認申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと認めるときは、添付書類の一部を省略することができる。

（１）　工事の場所の位置図

（２）　工事の場所の平面図、横断面図及び縦断面図

（３）　工事の構造図及び構造設計計算書

（４）　事業計画概要書及び施行計画書

（５）　他の法令等により官公署の許可又は確認を必要とするときは、その許可書又は確認書の写し

（６）　地下埋設物、橋りょう添加物等を示す図面及び調書

（７）　工事が隣接の土地、建物その他の物件の所有者又は利用者に利害関係があると認められる場合は、その関係者の同意書

（８）　帰属承諾書

（９）　工事により生じた損害賠償責任負担請書

(10)　土地交換申請書

(11)　現地の状況を示す写真

(12)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　法第24条に規定する承認を受けた者（以下「承認工事者」という。）が承認を受けた工事の目

的若しくは内容又は工事方法を変更しようとするときは、別記様式第２号による道路工事施行変更承認申請書に前項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと認めるときは、添付書類の一部を省略することができる。

（承認書の交付）

第３条　法第24条に規定する工事の承認は、その申請者に、別記様式第３号による道路工事施行承認書を交付して行う。

２　前条第２項の規定による承認を受けた工事の目的若しくは内容又は工事方法の変更の承認は、その申請者に、別記様式第４号による道路工事施行変更承認書を交付して行う。

（工事着手の届出）

第４条　承認工事者は、工事に着手しようとする日の７日前までに別記様式第５号による道路承認工事着手届出書に工程表を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要でないと認めるときは、この限りでない。

（境界杭の設置）

第５条　承認工事者は、道路の付替等により道路の区域を変更しようとするときは、道路の敷地とそれ以外の土地の境界に別図に定める標柱を設置しなければならない。ただし、地形等やむを得ない理由により別図による標柱の設置が困難な場合は、市長が指示する標柱等をもってこれに代えることができる。

（工事完了の届出及び物件の引渡し）

第６条　承認工事者は、工事が完了したときは、完了後７日以内に別記様式第６号による道路承認工事完了届出書兼物件引渡書に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、工事により生じた物件を引き渡さなければならない。ただし、市長が必要でないと認めるときは、添付書類の一部を省略することができる。

（１）　写真（工事着手前、工事中及び工事完了後の状況を示すもの）

（２）　土地又は物件の寄附申込書

（３）　用地図及び求積図

（４）　公図の写し（引渡し部分を淡紅色で示したもの）

（５）　登記事項証明書その他の道路を供用開始するに足りる権原の取得を確認できる書類

（６）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（工事の検査）

第７条　承認工事者は、工事が完了したときは、市長がその職員のうちから指定した検査員の検査

を受けなければならない。

２　市長は、前項に規定する検査を行い、合格と認めたときは、承認工事者に別記様式第７号による道路承認工事しゅん功確認書兼物件受領書を交付するものとする。

（工事の瑕疵担保）

第８条　承認工事者は、道路承認工事しゅん功確認書兼物件受領書に記載された検査年月日から起算して２年以内に当該工事の瑕疵が認められた場合は、市長の指示に従い、承認工事者の責任において、直ちに当該道路を修復しなければならない。

（工事標示板等の設置）

第９条　承認工事者は、工事を施行するときは、工事施行箇所に、市長が別に定める道路工事現場保安施設設置基準による工事標示板等の施設を設置しなければならない。

（工事の施行方法）

第10条　承認工事者は、市長が別に定める道路工事施行方法基準に基づき工事を施行しなければならない。

（損害の賠償）

第11条　承認工事者は、工事に起因して、市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（地位の承継）

第12条　相続人又は合併により設立された法人その他の一般承継人で、承認工事者の地位を承継した者は、速やかに別記様式第８号による承認工事者地位承継届出書にその承継が確認できる書類を添付して市長に提出しなければならない。

２　前項に規定する理由以外の理由により、承認工事者の地位を承継しようとする者は、別記様式第９号による承認工事者地位承継申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（発生物件の処分）

第13条　承認工事者は、工事により発生した物件があるときは、別記様式第10号による発生物件報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（その他）

第14条　この規則に定めるもののほか、工事の承認に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成19年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日前に、改正前の新潟市道路工事承認規則により提出し、又は交付された申請書、承認書その他の書類は、改正後の新潟市道路工事承認規則の相当規定により提出し、又は交付された申請書、承認書その他の書類とみなす。

3　この規則の施行の際、残存する用紙については、当分の間、これを適宜修正して使用することができる。

附　則（平成28年３月28日規則第42号）

（施行期日）

1　この規則は、平成28年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第３条の規定によりなお従前の例によることとされる不服申立てであって、この規則の施行前にされた処分又は不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附　則（令和３年３月31日規則第26号）

（施行期日）

1　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第１号（第２条関係）
別記様式第1号(第2条関係)

道路工事施行承認申請書

年　月　日

(あて先)新潟市長

住所(団体にあっては所在地)

申請者　氏名(団体にあっては名称及び代表者の氏名)

担当者
電話番号

次のとおり道路工事の施行の承認を受けたいので、新潟市道路工事承認規則第2条第1項の規定により申請します。

工事の場所	路線名			
	場　所			番地先
工　事　の　目　的				
工　事　の　内　容	構造		数量	予算額
工　事　の　期　間	年　月　日から　年　月　日まで			
工事の実施方法	□直営 □請負	工事請負者		
添　付　書　類	新潟市道路工事承認規則第2条第1項各号に掲げる書類			

市処理欄

別記様式第２号（第２条関係）
別記様式第2号(第2条関係)

道路工事施行変更承認申請書

年　月　日

(あて先)新潟市長

住所(団体にあっては所在地)

申請者　氏名(団体にあっては名称及び代表者の氏名)

担当者
電話番号

次のとおり道路工事施行の変更の承認を受けたいので、新潟市道路工事承認規則第2条第2項の規定により申請します。

工事の場所	路線名		
	場　所	番地先	
工　事　の　目　的			
承認年月日及び番号	年　月　日　第　号		
変　更　事　項	変更前	変更後	
変　更　理　由			
添　付　書　類	新潟市道路工事承認規則第2条第1項各号に掲げる書類		

市処理欄

別記様式第３号（第３条関係）
別記様式第3号(第3条関係)

道路工事施行承認書

第　　号
年　　月　　日

様

新潟市長　　印

年　　月　　日付で申請のあった道路工事の施行について、次のとおり承認します。

工事の場所	路線名	
	場　所	番地先
工　事　の　目　的		
工　事　の　内　容		
工　事　の　期　間		年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
条　　件		別紙記載事項を守ってください。

教示

1　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記様式第４号（第３条関係）
別記様式第4号(第3条関係)

道路工事施行変更承認書

第　　号
年　月　日

様

新潟市長　　印

年　月　日付で申請のあった道路工事の施行の変更について、次のとおり承認します。

工事の場所	路線名		
	場　所	番地先	
工　事　の　目　的			
変更前承認年月日及び番号	年　月　日　第　号		
変　更　事　項	変更前	変更後	
条　件	前承認条件を守ってください。		

教示

1　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

2　この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記様式第５号（第４条関係）
別記様式第5号(第4条関係)

道路承認工事着手届出書

年　月　日

(あて先)新潟市長

住所(団体にあっては所在地)

届出者　氏名(団体にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり工事に着手しますので、新潟市道路工事承認規則第4条の規定により届け出ます。

工事の場所	路線名	
	場　所	番地先
工　事　の　目　的		
承　認　年　月　日 及　び　番　号	年　月　日　第　号	
工事着手年月日	年　月　日	
工　事　完　了 予　定　年　月　日	年　月　日	
現場責任者及び 工　事　請　負　者	現場責任者 工事請負者	電話番号 電話番号
添　付　書　類	工程表	

市処理欄

別記様式第６号（第６条関係）
別記様式第6号(第6条関係)

道路承認工事完了届出書兼物件引渡書

年　月　日

(あて先)新潟市長

住所(団体にあっては所在地)

届出者　氏名(団体にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり工事が完了しましたので、新潟市道路工事承認規則第6条の規定により届け出ます。また、工事により生じた下記の物件を引き渡します。

工事の場所	路線名		
	場　所	番地先	
工　事　の　目　的			
承認年月日及び番号	年　月　日　第　号		
工事完了年月日	年　月　日		
現場責任者及び工事請負者	現場責任者　電話番号 工事請負者　電話番号		
引　渡　物　件	構造	数量	
添　付　書　類	1　写真、2　土地又は物件の寄附申込書、3　用地図及び求積図、4　公図の写し、5　登記事項証明書その他の権原の取得を確認できる書類		

市処理欄

別記様式第７号（第７条関係）
別記様式第7号(第7条関係)

道路承認工事しゅん功確認書兼物件受領書

第　　号
年　月　日

様

新潟市長　　印

次の工事については、検査の結果、しゅん功と認めます。また、工事により生じた下記の物件は、この通知の日から新潟市に帰属します。

工事の場所	路線名		
	場　所	番地先	
工　事　の　目　的			
承　認　年　月　日 及　び　番　号	年　月　日　第　号		
工事完了年月日	年　月　日		
検　査　年　月　日	年　月　日		
受　領　物　件	構造	数量	
記事			

別記様式第８号（第12条関係）
別記様式第8号(第12条関係)

承認工事者地位承継届出書

年　月　日

(あて先)新潟市長

住所(団体にあっては所在地)

届出者　氏名(団体にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり承認工事者の地位を承継したので、新潟市道路工事承認規則第12条第1項の規定により届け出ます。

工事の場所	路線名	
	場　所	番地先
工　事　の　目　的		
承　認　年　月　日 及　び　番　号	年　月　日　第　号	
工　事　の　期　間	年　月　日から　年　月　日まで	
前承認工事者の住所及び氏名(団体にあっては、所在地並びに名称及び代表者の氏名)		
承　継　の　理　由		
添　付　書　類	承継が確認できる書類	

市処理欄

別記様式第９号（第12条関係）
別記様式第9号(第12条関係)

承認工事者地位承継申請書

年　　月　　日

(あて先)新潟市長

住所(団体にあっては所在地)

承継者　氏名(団体にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

住所(団体にあっては所在地)

被承継者　氏名(団体にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり承認工事者の地位を承継したいので、新潟市道路工事承認規則第12条第2項の規定により申請します。

工事の場所	路線名	
	場　所	番地先
工事の目的		
承認年月日及び番号	年　月　日　第　号	
工事の期間	年　月　日から　年　月　日まで	
承継の理由		

市処理欄

別記様式第10号（第13条関係）

別記様式第10号(第13条関係)

発生物件報告書

年　月　日

(あて先)新潟市長

住所(団体にあっては所在地)

報告者　氏名(団体にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり工事により発生した物件がありますので、新潟市道路工事承認規則第13条の規定により報告します。

工事の場所	路線名			
	場所	番地先		
工事の目的				
承認年月日及び番号	年　月　日　第　号			
物件の生じた理由				
発生物件	名称	数量	見積価格	
処分についての希望				

市処理欄

別図（第５条関係）

コンクリート境界杭

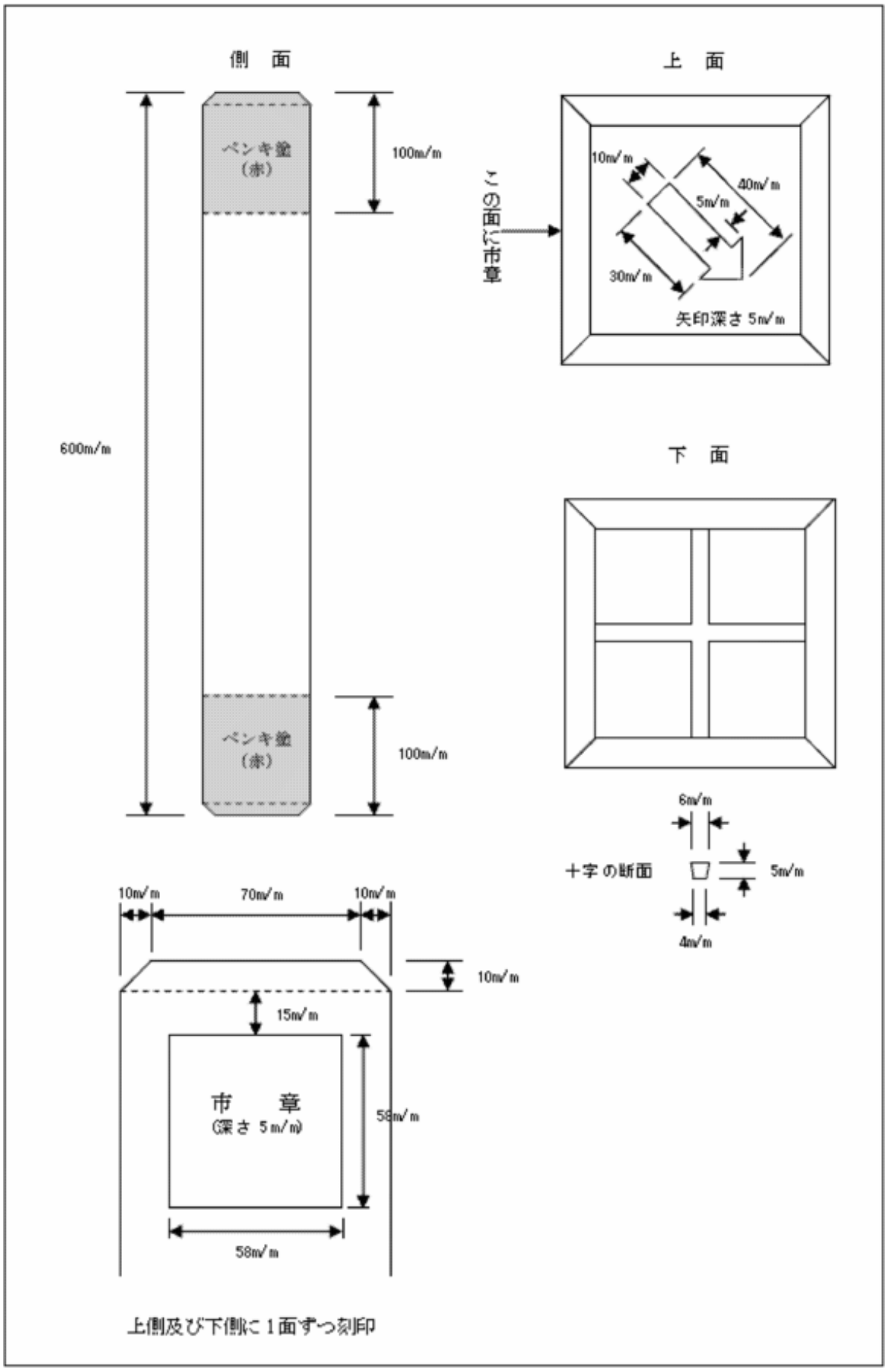

上側及び下側に1面ずつ刻印